

イタリア
実用新案及び意匠規則

1987年2月14日法律第60号により改正された1941年10月31日勅令第1354号
1987年3月20日施行

目次

第I部 特許付与の手續

第1章 出願に関する通則

第1条

第2条 [削除]

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第2章 優先権書類

第15条

第16条

第17条

第18条

第18条の2

第19条—第22条 [削除]

第23条

第3章 出願

第24条—第27条 [削除]

第II部 特許付与

第1章 審査及び遵守事項

第28条

第29条

第 30 条

第 31 条—第 32 条 [削除]

第 2 章 特許登録簿及び特許証

第 33 条

第 34 条

第 III 部 手数料, その返還及び免除

第 35 条

第 36 条—第 38 条 [削除]

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 IV 部 公益に係るひな形

第 1 章 守秘義務の要件

第 43 条—第 45 条 [廃止]

第 46 条

第 47 条 [削除]

第 48 条

第 49 条

第 2 章 収用

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 V 部 登録

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 VI 部 執行手続

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 VII 部 審判及び審判手続

第 76 条

第 77 条

第 78 条

第 79 条

第 80 条

第 81 条

第 82 条

第 83 条

第 84 条

第 85 条

第 86 条

第 87 条

第 88 条

第 VIII 部 閲覧及び公告

第 89 条

第 90 条

第 91 条

第 92 条

第 93 条

第 94 条

第 95 条

第 96 条

第 IX 部 イタリアの海外領土に係る規定

第 97 条—第 101 条 [削除]

第 X 部 総則及び雑則

第 1 章 総則

第 102 条—第 104 条 [削除]

第 105 条

第 106 条

第 107 条

第 2 章 雑則

第 108 条

第 109 条 [削除]

第 110 条

第 111 条 [削除]

第 I 部 特許付与の手続

第 1 章 出願に関する通則

第 1 条

イタリア国民又は外国人は、自然人、会社、社団若しくは法人であるか、又は幾人かの自然人の集団であるかを問わず、工業的ひな形特許に関する法規正文として制定された 1940 年 8 月 25 日付勅令第 1411 号(以下「本実用新案及び意匠法」と訳出する。)に規定するところのひな形特許の願書を提出することができる。

会社、団体、又は法人として願書を提出する場合、会社又は法人についてはその名称及び登録事務所の所在地を記載しなければならない。

第 2 条 [削除]

第 3 条

ひな形の考案者又はその承継人若しくは代理人に限り、願書を提出することができる。願書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 出願人の名称、国籍及び住所(該当する場合はその代理人についても記載する。)

この場合、願書に記載された住所に変更があったときは、イタリア特許商標庁にその旨を通知しなければならない。

(2) ひな形に関する説明

その製造に関して排他的権利による保護を受けようとする工業的産品、当該産品の特徴、及び当該産品のひな形の理解に必要な場合は当該特徴が追求する目的を表題様式で列挙する。当該産品を識別するために付した特有の名称又は標章は、商標法にしたがって別個に出願する場合のみ保護される。ただし、ひな形に関しては上記のような名称又は標章は、如何なるものであれ認められない。

[以下削除]

第 4 条

出願に伴い次に掲げる物件を提出しなければならない。

(1) 第 5 条以下の規定に基づいて作成された、その製造に関して排他的権利による保護を受けようとする工業的産品若しくはそのひな形の模写図面又は当該産品の見本

(2) 理解の助けになる場合は、当該ひな形に関する明細書

(3) 関連手数料の納付を証明する、所定の郵便為替(1/H 様式)

(4) 特許の願書に貼付する所定の印紙

代理人を任命する場合は、委任状又は権限証明書をも願書に添えて出願の際に提出しなければならない。

優先権を主張する場合は、第 15 条以下に規定する書類をも願書に添えて出願の際に提出しなければならない。

第5条

第4条(1)に規定する書類のうち、産品若しくはそのひな形の模写図面又は産品の見本からなる部分は、当該ひな形に関する着想を十分かつ明確に表現するものでなければならない。特許請求の対象となる特徴はすべて上述の書類によりできる限り鮮明に提示されなければならない。何れにしても当該書類は、必要ならばいつでも、当該ひな形が属する分野において通常の知識を有する者(当業者)が、当該ひな形をその表題及び明細書において示される情報を用いて実施できるようなものでなければならない。

第6条

第4条(1)に規定する、産品又はそのひな形の模写図面は、その産品の機能上の有用性又は審美的な効果に重要な影響を及ぼすような、産品の大きさや部分間の関連性などについての特有の情報を含んでいなければならない。

1 又は 2 以上の色彩がひな形の特徴の構成要素となっている場合は、当該ひな形の模写図面も同じように色彩を施されていなければならない。

第7条

産品又はそのひな形の模写図面は、手書、写真、印刷、写真凸版、石版印刷、又はそれらに類似する方法で作成することができる。

第8条

平面的な工業的産品のひな形に関しては、前条に規定する模写図面に代えて、その製造に関して排他的権利による保護を受けようとする工業的産品の見本を貼付した版(plate)を提出することができる。

本条項は例えば、服地、レース、壁紙等のひな形に関して特に適用される。

第9条

前条に述べる場合と同様、特許請求の対象が平面的な工業的産品のひな形であり、更に当該請求が本実用新案及び意匠法第6条で規定する条件に従い複数の寄託においてなされている場合は、当該複数の寄託に係るそれぞれのひな形について、第7条の規定に従う模写図面を、又は第8条の規定に従う、見本を貼付した版を提出しなければならない。

第10条

産品若しくはそのひな形の模写図面又は産品の見本の何れかを貼付した版が複数に及ぶときは連続番号を付さなければならない。また明細書を添付する必要がある場合又は後において添付することになる場合は、当該模写図面又は見本に付した番号を、その各構成要素を識別するために付した番号及び字句とともに明細書に記載しなければならない。

図面は、消えない黒インクを用いてカード、紙、又は画布の上に輪郭を描写することによって制作しなければならない。

所定の印紙に消印を受けた版は、少なくとも2cmの余白を有する23×33cm及び33×42cmのものでなければならない。また、版の原本を2部願書に添付し、特許出願人はそれらが同一のものであることを保証しなければならない。当該出願人又はその代理人は当該2部の原

本に署名しなければならない。

イタリア特許商標庁は、前段に定める内部の枠組よりも小さい模写図面又は見本を受理することができる。その場合も、なお他の規定は適用されるものとする。

第 11 条

明細書を添付する必要がある場合又は後において添付することになる場合は、当該ひな形の主題を、当該ひな形の表題の示す内容に従い特有の様式で順序立てて説明する 1 又は 2 以上の請求項として要約し、明細書の末尾に記載しなければならない。

明細書は、所定の印紙付用紙、又は正式に消印され印紙を貼付した同様式の用紙に、容易に消えたり不鮮明になったりしないような仕方で記載又は印刷しなければならない。また同一であることを出願人が保証した明細書の原本を 2 通作成し、願書に添えて提出しなければならない。当該出願人又はその代理人は、作成した 2 通の原本に署名しなければならない。

第 12 条

出願人が、産品若しくはそのひな形の模写図面又は産品の見本の何れかを貼付した版の複製を 1 部のみ、又は明細書の写しを 1 通のみ提出した場合は、出願日から 2 月以内にもう 1 部又は 1 通を提出しなければならない。

第 13 条

1939 年 6 月 29 日付勅令第 1127 号(以下「特許法」と訳出する。)第 94 条に規定する権限証明書には、出願人による署名及びその代理人による副署がなければならない。

委任状は、刑法典第 485 条の趣旨により随意契約とみなされなければならない。

委任状は、出願日から 2 月以内に提出されなければならない。

第 14 条

包括委任状を提出した代理人は、同一の依頼人に代わって以後出願をなす場合についても、代理する権限を有しているものとする。

第 2 章 優先権書類

第 15 条

国際条約に基づき、ひな形特許の出願について優先権を主張しようとするときは、出願人の名称、寄託の目的たるひな形の表題、ひな形の模写図面及び明細書、また該当する場合は当該出願をなした年月日をも記載した書類を、願書に添えて提出しなければならない。

寄託が第 3 者によって国外でなされる場合は、その出願人が原出願人の承継人であることが証明されなければならない。

第 16 条

前条に規定する提出書類には、すべての数量に係わる情報をその元来の表記方法によって記述したものに加え、かかる情報をメートル法で表記したものも記載したイタリア語による翻訳文を添付しなければならない。

イタリア特許商標庁は、上記翻訳文の確認及び認証をイタリア当局に請求することができる。「工業所有権の保護に関する国際同盟」の加盟国における所轄官庁の長官又は代表者により発行される証明書(その翻訳文を含む。)には認証が免除されている。この場合、出願公告を所轄する官庁による証印又は証明書を付された出願公告をもって認証に代えることができる。当該出願人は、上記翻訳文がその原文の内容に正確に一致するものであることについて責任を負わなければならない。

優先権主張の証拠とするために提出されたすべての書類及びその翻訳文には、関連する諸規定に従い印紙を貼付しなければならない。

第 17 条

優先権の主張は、国際条約の下になされた最先の出願とみなされる出願を基礎としてなすものとする。

第 18 条

2 以上の外国への寄託において優先権を主張しようとするときは、本実用新案及び意匠法第 6 条に規定する、複数の寄託について記載した 1 願書で足りるものとする。

第 18 条の 2

意匠については、それが 1928 年 11 月 22 日発効のパリ条約に規定するものを除く公的に又は公的な許可を受けて開催された博覧会において出品されたものであっても、その出品が国内領土、又はイタリア国民に対し互恵の待遇を与える他国の領土においてなされたものであれば、特許法第 15 条第 2 段落の趣旨に沿うものである限り、その開示を請求することができる。

第 19 条—第 22 条 [削除]

第 23 条

優先権を主張するときは、その旨を願書に記載しなければならない。

如何なる場合であれ、第 15 条第 1 段落に規定する書類を出願日から 6 月以内に所定の様式で提出しないときは、その出願には優先権は付与されない。

国際条約の規定に基づき、寄託について主張された優先権が拒絶された場合は、特許証にその旨が追記されなければならない。

第 3 章 出願

第 24 条—第 27 条 [削除]

第 II 部 特許付与

第 1 章 審査及び遵守事項

第 28 条

出願人は、出願審査が係属中である場合に限り、相当の期間内にイタリア特許商標庁に取下書を送付することによりその出願を取り下げることができる。何れにしても、その請求はイタリア特許商標庁が特許付与に関して法的措置を講ずる前になされなければならない。

第 29 条

出願人は、出願審査が係属中である場合においてはイタリア特許商標庁が、又は審判の場合においては審判部が特許付与に関して法的措置を講ずる前であれば、最初に提出された産品若しくはそのひな形の模写図面を貼付した版及び当該明細書を、版については訂正、明細書については追加書類を提出することにより、相当の期間内に限り当該出願人又はその代理人の署名の下に正式に補正することができる。

上記書類の訂正に係る請求は、合理的妥当性のあるものでなければならない。イタリア特許商標庁は、場合により必要な予防手段を講じなければならない。如何なる場合も第 31 条の規定は、訂正済書類の原状回復に準用する。

第 30 条

出願人は、イタリア特許商標庁の勧告を受けたときは、適正な明細書を、又はひな形の理解に必要な場合は別個の明細書を提出することにより先の提出書類を補充しなければならない。更に前段の規定は、第 4 条(1)に掲げる書類に係る誤記について、又はひな形の表題に係る誤記について、なかでも特許請求の対象となる特徴に係る誤記について準用される。

[以下削除]

第 31 条—第 32 条 [削除]

第 2 章 特許登録簿及び特許証

第 33 条

「ひな形特許の登録簿」は、特許法第 37 条で引用する「発明特許の登録簿」に相当するものでなければならず、また受理した各々の願書に対して次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特許番号

(2) 受理官庁、出願日時、出願番号

(3) 出願人の名称及び居所若しくは住所、また会社、社団又は法人として出願する場合はその名称及び登録事務所の所在地

(4) ひな形の表題

(5) 優先権を主張した場合は、その年月日、当該寄託者の名称及び付与された特許番号と併せ、外国への最初の寄託に関する主要な情報

(6) 博覧会に際して又は自然科学を対象とする学会，協会，研究機関若しくは団体が有する記録への公表に際して優先権が暫定的な保護を目的として主張される場合は，その主張に含まれる主要なデータ

(7) 特許を付与された年月日

特許法第 66 条に掲げる発明特許に係る証書に相当する，ひな形特許に係る証書とともに，手数料が納付された事実についても，各々の登録簿に登録されるものとする。

第 34 条

第 33 条第 1 段落に規定する各事項は，特許証に記載されるものとする。

産品若しくはそのひな形の模写図面又は産品の見本の何れかを貼付した版の複製の 1 部が，すべての明細書の写しとともに，特許証に添付されなければならない。

第 III 部 手数料，その返還及び免除

第 35 条

印紙税を除く所定の手数料は，政府機関向けの手数料及び許認可に係る手数料の納付のための特有の様式(1/H)で作成された郵便為替を振り出すことにより納付するとともに，登録簿の管理担当部署へその旨を通知しなければならない。

[以下削除]

第 36 条—第 38 条 [削除]

第 39 条

明らかな誤り若しくはその他許容し得る理由により，第 2 期 2 年間分についての納付額が不十分又は不正確であった場合，追納又は遅延清算に関する請求書を第 2 条に規定する部署に提出するか，又は書留郵便に付して直接イタリア特許商標庁に発送することができる。請求書は，それが提出された日付又は書留郵便に付された日付をもってその効力を生じるものとする。当該請求書は，納付すべき手数料又は割増手数料の額に相当する，様式(1/H)による郵便為替を添えて提出しなければならない。

第 40 条

以下に規定する個々の場合において，手数料の返還を受ける正当な権限は，産業通商工芸大臣によって付与されるものとする。

特許出願が最終的に拒絶された場合又は審判が認められた場合における手数料の返還について，当該大臣は職権をもってその適否を決定することができる。その他のすべての場合における手数料の返還は，その資格を有する者が，印紙を貼付した所定の用紙をもって作成した請求書を産業通商工芸大臣に送付することにより実現される。

返還は特許登録簿に掲記されなければならない。ただし，出願の取下又は拒絶に係る返還に関しては出願登録簿に掲記されなければならない。

第 41 条

特許法第 50 条の規定にしたがってライセンスの申出が公衆に対してなされており，かつ，その申出が当該特許の出願後，その付与される日までの間においてなされたときは，第 1 期 5 年間分を除く各期間に分割して課される権利付与料が軽減される。当該申出が出願と同時になされたときは，第 1 期 5 年間分について課される税額も軽減される。その他の場合においては，当該申出がなされた後の各期間に課される権利付与料の分割納付額が軽減される。如何なる場合においても，既に納付された権利付与料についてはその返還を受けることができない。

第 42 条

ひな形特許の出願人であって，かつ特許法第 51 条の規定及び本実用新案及び意匠法第 10 条第 2 段落(c)の規定に従い，第 1 期 2 年間分に課される権利付与料の分割納付額の支払について猶予を願い出る者は，関係帳簿への登録による又は源泉徴収による直接税の納付額が年間

20,000 リラを超えないことを証明する書類を願書に添付しなければならない。
当該書類への補足として、産業通商工芸大臣は如何なる場合にも、貧困が実質的に存することを明瞭に示す適当な補強証拠の提出を命じることができる。

第 IV 部 公益に係るひな形

第 1 章 守秘義務の要件

第 43 条—第 45 条 [削除]

第 46 条

主務官庁は、延期の請求を求める書類の提出があった後において、収用手続を進行させることを不適当と認める場合は、その事実をイタリア特許商標庁に通達しなければならない。イタリア特許商標庁は通達された内容を当事者に通知しなければならない。かかる通達がなされた後、守秘義務の要件は消失し、通常の特許付与手続は再開されるものとする。

第 47 条 [削除]

第 48 条

国防省は、イタリア領域内において博覧会が開催される際に、博覧会の趣旨に沿うものとして出品され、かつ、国防上の理由で収用することが可能な産品又はそのひな形に対しては、その詳細な審査をその管理職員及び従業者に命じて実施させることができる。上に述べる以外に国防省は、当該産品又はそのひな形についての情報及び説明を求めることができる。博覧会の開催者は、当該管理職員及び従業者に、展示が予定されているひな形及び関連する、産品で特許による保護下でないものの全目録を提供しなければならない。当該管理職員及び従業者は、国防に有益であると思料する産品又はそのひな形の展示を、当該博覧会の開催者に対し禁止することができる。

第 49 条

特許法第 10 条最終段落に述べる禁止命令は、それを課する国防省によって、直接博覧会の実行委員会に送達されなければならない。

実行委員会は、当該禁止命令に基づき、産品又はそのひな形の特性を秘密に付すものとし、また当該禁止命令が発せられた旨を書留郵便によってその利害関係人に通知し、守秘義務の要件を認識せしめるものとする。

前段に規定する禁止命令が、産品又はそのひな形が展示された後に発せられた場合は、収用について国防省が有する権限に従い当該産品又はそのひな形の出展を取り下げなければならない。その場合、守秘義務は課されないものとする。

[以下削除]

第 2 章 収用

第 50 条

国防省は、特許法第 61 条に規定するひな形又はその使用権に対して収用命令を発するとき、そのひな形に係る特許出願人に対し、またイタリア特許商標庁に対しても、書留郵便によりかかる決定を通知しなければならない。

第 51 条

収用官庁は、ひな形又はその使用权に対する収用命令の謄本をイタリア特許商標庁に送付し、また利害関係人にも法定の様式により当該収用命令を送達しなければならない。

上記送達がなされた後、収用を受けた権利は収用当局に譲渡され、収用当局はその譲渡に伴い法的手続を要せずに、当該ひな形を使用する権利を得るとともに、妥当とみなされる場合は、特許権を維持するために必要な、分割納付における第 2 期 2 年間分についての、手数料を支払う義務を引き継ぐものとする。

収用及び利用に係る命令又はそれについてなされたすべての補正若しくは取消が公開されることにより不利益を被る者があるときを除くほか、イタリア特許商標庁は公報において関連する告示を行い、また特許登録簿にその旨を附記し、また当該特許が付与される前であれば、出願登録簿にその旨を附記しなければならない。

第 52 条

特許法第 60 条第 2 段落の規定に基づき発せられたひな形の使用权に係る収用命令には、当該使用权の収用期間が明示されていなければならない。当該収用期間は如何なる場合においても、特許がその効力を有する 4 年の期間内で延長することができる。

第 53 条

公開により何人も不利益を被ることがなく、かつ、収用命令の対象がひな形の使用权に限定される場合は、通常の手続によって特許の付与及びひな形の公開が実施されなければならない。

第 54 条

国防に有益なひな形特許の収用に対して支払われるべき補償金の額について合意が得られないときは、被収用者は特許法第 63 条に規定する仲裁を、収用命令の送達の日から 180 日以内に、執行官を介して収用当局に届け出た証書をもって請求することができる。

前段に述べる送達の日から 30 日以内に単独の仲裁人の選任について合意が得られないときは、当該ひな形特許の出願人は、その独自に選任した仲裁人の名称を当該合意の得られた場合と同様の様式で通知しなければならない。当該収用当局は、引き続き 30 日以内にその選任する仲裁人の名称を同様にして通知しなければならない。後者の通知がなされた日から 30 日以内に第 3 の仲裁人の選任について合意が得られないときは、産業通商工芸大臣は、最先の申立人の請求に基づき、その選任をしなければならない。

第 55 条

単独の仲裁人又は仲裁委員会は、法令上必要とされる住所となり、かつ、民事訴訟法に準拠して仲裁の手続及び運用に関する規則を作成する際に使用する仲裁の場所を決定しなければならない。審査方法は法令に定めるところにより採択されるものとし、その採択において当事者間で合意が得られない場合については、職権により審査方法が採択されるものとする。仲裁委員会においても、審査方法の確定は委員の 1 人に委任し、その委任を受けた者が諸条件を定める責を負うものとする。

和解に関する民事訴訟法の規定は、特許法第 63 条以下の規定又は本勅令の規定において別

段の定のない限り，仲裁手続に準用する。

第 56 条

仲裁費用，仲裁人に支払う手数料，及び防禦に要した費用若しくは手数料は，仲裁裁定においてその額が決定され，また責任及び分担についても民事訴訟法の規定に基づき決定されるものとする。

仲裁により確定した補償金の額が収用当局により最初に提示された額を超えないときは如何なる場合も，被収用者が上記諸費用を負担しなければならない。

第 V 部 登録

第 57 条

特許法第 66 条に規定する発明特許に係る証書又は判決書等に相当する、ひな形特許に係る証書又は判決書等の登録に係る申請書は、正副 2 通作成し、かつ、印紙税に係る諸規定に基づき定められた条件を充足するものでなければならない。

申請書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該出願人の名称及び住所(該当する場合はその代理人についても記載する。)
- (2) 当該特許権者の名称、特許番号及び特許を付与された年月日
- (3) 登録する証書の日付及び性質(公正証書については、その作成にあたった公証人の名称をも記載する。)
- (4) 登録する証書の主題についての説明

[以下削除]

第 58 条

前条に規定する申請書には次に掲げる物件を添付しなければならない。

- (1) 「登録に関する法律」の諸規定にしたがって登録を受けようとする適法な証書
 - (2) 第 35 条の規定に基づいて発せられた、所定の手数料の支払を確認する命令書
- (1)に規定する証書をイタリア語以外の言語で作成する場合は、イタリア当局によって検証及び保証されたイタリア語の翻訳文を添付しなければならない。

代理人が任命されている場合は、適法の証明書又は委任状を添付しなければならない。

第 59 条

特許登録簿には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請書を提出した年月日(後において登録の年月日とされる。)
- (2) 承継人については名称及び住所、会社又は法人についてはその名称及び登録事務所の所在地(該当する場合は代理人の名称及び住所をも記載する。)
- (3) 登録に係る諸権利の性質

第 60 条

特許法第 66 条に規定する、出願済であるが未だ付与されていない特許に係る証書又は判決書等は、出願登録簿に登録しなければならない。上の事実に基づき、特許登録簿への登録は、当該特許が付与された後速やかになされたものとみなす。

第 61 条

イタリア特許商標庁は、申請書の謄本 1 通を、登録が完了した旨を記した書面を添えて、当該申請人に返送しなければならない。

登録のために提出された証書又は判決書等は、イタリア特許商標庁が保管しなければならない。

第 62 条

特許法第 80 条最終段落の規定に基づいてイタリア特許商標庁に送付された特許の無効又は消滅に係る判決書等は，特許登録簿に登録し，またその旨を公報において公告しなければならない。

第 63 条

登録の取消に係る申請書は，登録に係る申請書と同じ様式をもって，かつ同じ条件に従って提出しなければならない。登録の取消は，その旨を欄外に附記することによりその効力を生じるものとする。

第 64 条

担保権の登録において，当該債権の額をイタリア通貨に換算する必要がある場合は，担保の提供があった日付における為替レートを用いるものとする。

第 VI 部 執行手続

第 65 条

ひな形特許権の差押は、執行官を経由して当該債務者に送達された令状によりその効力を生じる。

当該令状には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該特許権の差押をする旨の陳述(特許登録簿への登録事項のうち、当該特許権を当該差押の執行対象として同定する際の根拠としたものを併記する。)
- (2) 当該令状が執行力のある様式で発行及び送達された年月日
- (3) 執行目的物の価額
- (4) 当該債権者及び債務者の名称及び住所若しくは居所
- (5) 執行官の名称

当該債務者は、上記送達のあった日以後は、当該特許権の司法機関による差押に起因する義務(すべての収益に係る義務を含む。)を履行しなければならない。

上記送達のあった日以後に生じる収益及び当該特許権の使用によって得る収益は、販売から生じる収益に追加してその後の配当に充てるべきものとする。

第 66 条

差押令状の送達は、呼出状の送達に関する民事訴訟法の規定に準拠する。

差押令状の送達を受けるべき者が国内に住所若しくは居所及び法令上必要とされる住所を有していないときは、イタリア特許商標庁に当該送達をなすものとする。

その場合、当該差押令状の謄本をイタリア特許商標庁の掲示板に掲示するとともに、公報において公告しなければならない。

第 67 条

差押令状は、その送達のあった日から 8 日以内に登録されなければならない。かかる期間内に登録されないときは、当該差押令状はその効力を失うものとする。

当該特許に係る差押令状が、その登録が完了した後において、その効力を保っている場合は、先の債権者に通知された差押には、売上金の差押が含意されているものとする。

第 68 条

差押を受けた特許権に係る売却及びその宣告は、その関連する民事訴訟法の規定、また該当する場合は本勅令の特別規定に準拠する。

第 69 条

特許権は、差押が執行されてから最低 30 日の期間を経過した後においてのみ売却することができる。

売却開始日を指定する命令を発付した日から当該売却開始日までの間には、20 日の期間が経過していなければならない。

下級審裁判官(pretore)は、当該売却の宣告に関する公告をも含めた、その適当と思料する独特の方法を各事案ごとに設定しなければならない。その場合、必要であれば民事訴訟法の規

定を逸脱してもよいものとする。

下級審裁判官は必要であれば、当該公告事項を記載した書面を商工会議所及びイタリア特許商標庁の構内へ掲示すべき旨及び当該公告事項を特許公報に掲載すべき旨を命じることができる。

第 70 条

売却命令に関する登録事項には、特許登録簿から抄出した、当該特許権についての主要な情報が含まれていなければならない。

第 71 条

ひな形特許権に対する執行処分を請求する債権者は、差押令状が発付された旨及び売却開始日を、遅くとも当該売却開始日の 10 日前までに、当該特許権を目的として特許法第 66 条の規定にしたがって登録された担保権を所有する他の債権者に通知しなければならない。

上記後者の債権者は参加申請書を、当該売却開始日に先立つ 15 日の期間内にその適格者たることを証明する書類を添付して、特許法第 71 条に規定する、正当な法的請求を扱う登録機関に提出しなければならない。

利害関係人は、当該申請書及び書類を査閲することができる。

第 72 条

下級審裁判官は、前条第 2 段落に規定する 15 日の期間の経過後、関係当事者から請求があったときは、販売から生じる収益及びその他引当可能な収益の配当の順位及び額を決定するための聴聞を実施する日を定めなければならない。

下級審裁判官は、当該聴聞が前条の規定にしたがって進行するように監督するとともに、販売による収益及びその他の収益の配当に係る当事者間での協議が調わないときは、当事者間における配当の順位及び販売及びその他の収益から受領すべき配当金の額を、動産執行についての民事訴訟法の規定にしたがって、決定しなければならない。下級審裁判官がその扱う事案の性質に照らして適格者たり得ない場合は、下級審裁判官は、関係当事者の聴聞を民事法廷に付託しなければならない。

その他、差押可能な財産又は条件付で差押の対象となる財産については、民法の規定にしたがって要求しなければならない。

第 73 条

当該特許権について審決を下された者は、登録の取消に関する第 63 条の規定に基づき裁判記録の謄本及び登録事務官により交付された裁判費用の納付証明書をイタリア特許商標庁に提出することにより、当該特許権に対して設定された担保権の登録を抹消することができる。

第 74 条

ひな形特許権は、その特許付与の手続が係属中であっても差押の対象とすることができる。

強制執行に関する前掲各条の規定は、その規定する条件を充足する差押手続について、差押に関する民事訴訟法の規定とともに、これに準用する。

第 75 条

特許権の差押及び強制執行に係る訴訟は、特許法第 75 条の規定に基づき管轄権を与えられた州司法当局によって審理されるものとする。

第 VII 部 審判及び審判手続

第 76 条

特許法第 71 条に規定する審判部については、その設立について規定する法令又は別個の法令に基づき任命された構成員からなる事務局がこれを補佐しなければならない。

当該事務局の構成員は、イタリア特許商標庁の 7 等級以下 9 等級以上のグループ A に属する職員の中から選出されるものとする。

第 77 条

ひな形特許権に係る審判理由書は、それが特許法に規定する発明特許権に係る審判理由書に相当するときは、第 2 条に規定する官庁に提出するか又はイタリア特許商標庁に設置された審判部の事務局に、書留郵便で直接送付しなければならない。

審判理由書の原本には、印紙を貼らない当該審判理由書の写し 3 通を添付しなければならない。ただし、審判部の事務局が所定の数以上の写しの提出を当事者に求めるときは、その命に従わなければならない。

第 78 条

審判部長は、各審判事案について 1 名の報告者を任命しなければならない。専門的な知識を要する場合は、技術要員の中から 1 名又は 2 名以上の補助報告者を任命することができる。

第 79 条

特許法第 35 条第 2 段落及び第 39 条に述べる場合においては、相手方当事者に送付すべき写しは、審判部の事務局を経由して書留郵便に付すものとする。

審判部長又はその任命する報告者は、相手方当事者による陳述書及び回答書の提出、並びに関連文書の登録について最大 90 日間の期限を定めなければならない。

本条及び前掲各条の規定は、上述の書類の提出及び送付に適用する。

第 80 条

前条に規定する期限の到来に伴い、審判部はその裁量下において適当な審査方法を決定し、かつ、その条件を設定しなければならない。

審査において、部長又はその任命する報告者は、必要とされる如何なる説明についても、これを聴取するために聴聞することができる。

第 81 条

審査を必要としないとき又は行われたすべての審査についてその終了後、審判部長は審判部において、審判を審議する日程を定めるものとする。

第 82 条

審判部は、その評決権を有する構成員の過半数が出席する場合に限り、有効とする。

イタリア特許商標庁長官又はその代理人として同長官により任命されたイタリア特許商標庁の職員は、審判部に参与するとともに、その必要と思料するすべての情報及び資料を提供し

なければならない。

第 83 条

審判請求人は、指定された日時にしたがって審判手続を行うことを条件として、審判の審議に先立つ 3 日の期間内における相当の時期に請求をなすことにより、口頭で弁論する権利を付与されるものとする。その場合審判部は事務局を通じて当該審判請求人に相当の時期に、当該権利が付与された旨を通知しなければならない。

当該審判請求人は、弁護士及び当該技術分野の専門家の補佐を受けることができる。

第 84 条

報告担当官は、開廷後、当該審判に関して作成した報告書を提出しなければならない。

関係当事者又はその代理人は、上記提出がなされた後、その主張を陳述しなければならない。審判部の構成員から請求があったときは、イタリア特許商標庁長官又はその代理人として同長官により任命されたイタリア特許商標庁の職員は、請求を受けた如何なる情報及び資料についても、これを提供しなければならない。

第 85 条

利害関係人は、審判手続が終了する前に説明をその旨とするメモを審判部に提出することができる。

決定等に影響を与える可能性のある新事実が審判手続の進行中に生じた場合は、当該新事実を関係当事者に通知しなければならない。

第 86 条

審判部は、いつでもその裁量下において適当な審査方法を決定することができる。

審判部は、如何なる審判についても、決定を延期すべき旨又は次回の開廷日まで審査を延期すべき旨を命じることができる。

第 87 条

審判請求人がその訴を取り下げた場合は、審判部は直ちにその審判に係る決定を下さなければならない。報告者又はその他の審判部の構成員は、当該決定の内容を記載する書面を作成しなければならない。

審判部の事務局は、当該決定を書留郵便により関係当事者(該当する場合はその代理人)に送達しなければならない。当該決定の制定条件は、特許公報において公告すべきものとする。その場合、当該公告は、決定の全明細に及ぶ特許公報への掲載(ただし、決定を確定する際の争点が原則的問題に属している場合又は決定の公告により何人も不利益を被ることがない場合に限る。)を命じる権限を付与された審判部の裁量でなすべきものとする。

審判請求人は、印紙税及び事務手数料を納付することにより、当該決定の謄本をいつでも入手することができる。

第 88 条

産業通商工芸大臣は、ひな形特許に係る如何なる原則的問題についても、また同分野に生じ

るその他如何なる問題についても，審判部の審査に付して，その意見を求めることができる。審判部長は，特許法第 71 条に規定する専門家に加えて更に他の専門家を同審判部に参与せしめることができる。

第 VIII 部 閲覧及び公告

第 89 条

特許法第 37 条に規定する発明特許権の設定の登録に相当する、ひな形特許権の設定の登録について、公衆は、所定の印紙付用紙をもって作成した請求書を提出し、かつ、イタリア特許商標庁に閲覧料を納付することにより、イタリア特許商標庁長官の認可の下、その内容を閲覧することができる。

公衆は、上述の手数料を支払った後であれば、同様の条件において出願登録簿についても閲覧することができる。

第 90 条

本実用新案及び意匠法第 10 条第 2 段落の規定を充足するときは、イタリア特許商標庁は、産品若しくはそのひな形の模写図面又は産品の見本の何れかを貼付した版の複製及びその明細書の写しについて、また該当する場合は特許出願書類又は特許証についても、公衆が自由に閲覧できるようにこれを備え置かなければならない。

先行する寄託に基づいて優先権の主張をなした特許出願の際に添付された版及びすべての明細書は、前段に掲げる条件を充足するときは、公衆の閲覧に供するものとする。

第 91 条

イタリア特許商標庁長官は、願書の謄本の抜粋について、及び産品若しくはそのひな形の模写図面又は産品の見本の何れかを添付した版の複製の抽出物について、更に公衆の利用に供し得るそのすべての明細書その他の書類の写しについて、それらの提供を受ける正当な権利を、印紙を貼付した書面をもってその請求をなしたすべての者に付与することができる。ただし、公衆の利用に供された上記謄本等の毀損又は劣化を防ぐためにイタリア特許商標庁長官がその必要と認める何らかの措置を講じた場合はその限りではない。

謄本等について、それが公衆の利用に供された謄本等に合致することの証明を受けようとするときは、印紙税に係る諸条件を充足しなければならない。

産業通商工芸省は、事務手数料が予納されている場合であっても、上述の証書及び書類の謄本又は模写(写真撮影によるものを含む。)についてイタリア特許商標庁のみがその責任を負うべきであるとの事実認定をなすことができる。

第 92 条

特許登録簿の謄本及び抄本、他の登録簿からの抄本に対する証明書、並びに特許原本の副本は、それらが印紙を貼付した書面をもって請求され、かつ、目的とする謄本又は抄本の特許番号が提示され、更に事務手数料が、本実用新案及び意匠法に添付の表 A に掲げる所定の手数料とともにイタリア特許商標庁に予納されていることを条件として、イタリア特許商標庁が独占的に交付することができる。

印紙税法の規定は、上に述べる謄本及び抄本並びに特許に関する証明書及び副本に準用する。

第 93 条

特許法第 96 条に規定する謄本に相当するひな形特許の謄本についての信憑性を保証する証

明書の交付を受けるには、本実用新案及び意匠法に添付の表 A に掲げる所定の手数料に加えて、印紙を貼付した書面の各葉、及び産品若しくはそのひな形の模写図面又は産品の見本の何れかを貼付した各版について、イタリア特許商標庁に事務手数料を納付しなければならない。

第 94 条

本勅令において定められた各手数料の額は、大蔵大臣の合意の下に産業通商工芸大臣が発した命令をもって確定される。

イタリア特許商標庁によって行われる複写及び写真撮影による模写に係る手数料の額についても同様にして確定される。

第 95 条

ひな形分類によって分類された付与特許及びそれについての登録事項は、発明、ひな形及び商標についての特許公報において最低月 1 回公告されなければならない。

当該公報において公告する内容は、当該特許及びその登録に係る願書のそれぞれに含まれる基礎的な情報から成るものとする。

当該公報には、特許により保護を受けるひな形を分出する索引又は特許権者をアルファベット順に配列した索引の何れか、また版の一覧をも公告すべきものとする。

第 96 条

発明、ひな形及び商標についての特許を掲載する公報の各号は、商工会議所又はそれがとりわけ有用となる個々の場所に、及び産業通商工芸省の作成する一覧に記載される他の団体に無償で送付されるものとする。

当該公報の各号は、交換物として他国の特許庁にも送付されるものとする。

第 IX 部 イタリアの海外領土に係る規定

第 97 条—第 101 条 [削除]

第 X 部 総則及び雑則

第 1 章 総則

第 102 条—第 104 条 [削除]

第 105 条

発明についての不適切な開示を理由とする特許の無効処分に係る、特許法第 59 条(2)の規定に基づき、当該ひな形が属する分野において通常の知識を有する者(当業者)がひな形実施のために追加情報を求めるときは、当該ひな形特許の表題、第 4 条(1)に規定する当該産品若しくはそのひな形の模写図面又は当該産品の見本の何れかを貼付した版、及びその明細書から一定の基準にしたがって抽出された情報、また該当する場合はその全体を、提供しなければならない。

第 106 条

同一の主題に対して、一方は発明について、他方は実用新案についての、2 特許出願が本実用新案及び意匠法第 4 条の規定にしたがって同時になされ、更に、各々の出願がなされた際に、その出願がもう一方の出願と同時になされた旨の明白な言及をなした場合、当該出願人は発明特許の出願について設定された様式のみを用いて提出書類を作成することができる。ただし、上に述べる 2 特許出願は、同一の特許局に対して同日になされなければならない。

第 107 条

前条に規定する場合において、受理された特許出願が実用新案に係るものであった場合は、当該出願人は、支払った手数料の過納付にあたる額についてその返還を受けることができる。ただしその場合は、支払った出願手数料の過納付にあたる額については、斟酌されないか又は返還を受けられない。

第 2 章 雑則

第 108 条

産業通商工芸大臣は、ひな形特許について願書及びその他の書類が作成されるべき場合は、強制的にこれを確定することができる。

前段に規定するひな形について作成した願書又は他の書類に不備があった場合、関係当事者は、当該願書又は他の書類を補完するための追加的な情報又は説明を供すべきものとする。

第 109 条 [削除]

第 110 条

民間の協力を得てイタリア特許商標庁が制定した 1884 年 10 月 23 日付勅令第 2730 号及び 1914 年 5 月 8 日付省令の規定は、本実用新案及び意匠法、特許法又は本勅令に違反しない限り、新法施行の日までその効力を保つものとする。

第 94 条に規定する命令が施行されるまでは，事務手数料並びに複写及び写真撮影による模写に係る手数料についての現行規定は継続して適用される。

第 111 条 [削除]